

真のタックスパイヤーをめざす

UENO



NO.479



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

消費税の軽減税率制度が実施されます

1. 軽減税率制度の実施時期

平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時）

※ 平成 28 年 11 月に、消費税率等の 10%への引上げ時期の変更を主な内容とする法案が国会で可決され、再度の税制改正が行われました。

2. 消費税率等

標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%）

軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%）

※ 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22

3. 軽減税率の対象品目

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

4. 帳簿及び請求書等の記載と保存

○ 平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成 31 年 9 月 30 日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引 の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成 31 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書の交付を受けた 事業者による追記も可能

（注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

2 取引額が 3 万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中 請求書
平成 31 年 11 月分 87,200 円（税込）

11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/3	小麦粉 ※ ←	2,160 円	
⋮	⋮		
11/27	しょうゆ ※ ←	3,240 円	
11/30	ビール	6,600 円	
	合計	87,200 円	
		(10%対象 44,000 円)	
		(8%対象 43,200 円)	

△△(株)

※は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）
取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

○ 平成 35 年 10 月 1 日～

平成 35 年 10 月 1 日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

・ 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）

（注）申請受付は、平成 33 年 10 月 1 日からとなります。

・ 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要

- ・ 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

5. 税額計算の特例

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

- ※ 平成 28 年 11 月の税制改正により、
- ① 適用対象となる期間が変更されました。
 - ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者〔注〕
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\text{小売等軽減仕入割合} = \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\text{軽減売上割合} = \frac{\text{通常の連続する 10 営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する 10 営業日の売上総額（税込み）}}$	①・②の計算において使用する割合に代えて 50% を使用して、売上税額を計算 〔注〕主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 $\text{小売等軽減売上割合} = \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成 31 年 7 月 1 日から提出可能



公益社団法人上野法人会

第6回通常総会

地域の発展と活力ある法人会を目指して

平成29年6月13日(火)

東天紅上野本店3階「鳳凰の間」
午後5時30分～第一部 表彰状・感謝状 贈呈式
第二部 第6回通常総会
東天紅上野本店8階「ザ・ルーキス」
午後7時00分～第三部 懇談会



▲小林会長

第一部では役員として20年以上ご奉仕頂いた方8名に表彰状、10年以上ご奉仕頂いた方11名に感謝状、そして会員増強にご協力頂きました5社の代表者に感謝状を贈呈しました。

また、春の叙勲及び表彰受賞の方1名をご披露申し上げます。



▲代表 笠原様

<表彰状20年以上>

理事
 笠原重厚 様
 戸村真二 様
 竹町支部 御徒町一丁目地区
 杉山憲治 様
 金杉支部 金杉二丁目地区
 小熊弥芳 様
 金杉支部 竜泉中部地区
 堀井良祐 様
 山田幸裕 様
 谷中支部 谷中第一地区
 野池幸三 様
 青年部会
 志賀吉典 様

<感謝状10年以上>

理事
 磯谷精彦 様
 佐藤明人 様
 竹町支部 二長町地区
 大沼 涉 様
 平井光治 様
 上野支部 上野東広小路地区
 木村 誠一 様
 金杉支部 金杉一丁目地区
 米田 亘毅 様
 谷中支部 谷中第一地区
 加茂 寿一 様
 青年部会
 富坂 伸吾 様
 桜井 正人 様
 若松 達也 様
 女性部会
 佐々木裕子 様

<会員増強感謝状>

朝日信用金庫 本店 伊藤康博 様
 合羽橋支店 関 英朗 様
 上野支店 村山厚也 様
 西町支店 富山 誠 様
 根岸支店 古川英城 様



▲代表 磯谷様



▲代表 伊藤様



▲披露 小林様

<ご披露>

旭日小綬章
 東京国税局長表彰
 小林 一雄 様

表彰状・感謝状贈呈式

第6回通常総会

<第二部>

通常総会は、平成29年3月末正会員数 2,982 社中、委任状による出席 1,396 社、会員の本日の出席 138 社、合計 1,534 社となり、過半数を超えており適正に成立致しました。

報告事項

第1号報告 平成28年度事業報告の件
 第2号報告 平成29年度事業計画の件
 第3号報告 平成29年度収支予算の件
 議案
 第1号議案 平成28年度計算書類等(決算)承認の件
 〃 監査報告の件
 第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

定足数の発表



▲委任状を掲げる
長澤青年副部会長



▲議長 小林会長



▲佐藤副会長



▲長澤副会長



▲常見事業副委員長



▲平野会計



▲笠原副会長



▲熊倉監事

御祝辞

通常総会が終了して、来賓の皆様に御祝辞を頂きました。



▲東京上野税務署
町田副署長



▲台東区
服部区長



▲東京都台東区
長田所長



▲上野納税貯蓄組合連合会
笹本顧問

公益社団法人上野法人会

源泉部会 女性部会 社会貢献活動



皆様のご厚意で沢山の切手、新品タオル、ブルタブ等を頂きました。これからも続けてまいりますのでご協力お願い致します。

源泉部会長 川俣 満靖
女性部会長 中立由美子

第2回(臨時)理事会

「第6回通常総会」終了後、「第2回(臨時)理事会」が開催されました。新理事44名中、出席37名、過半数を超えており適正に成立しました。新会長に長澤理事を選定、拍手で承認されました。新会長挨拶の後、新会長が議長となり新体制案を提示。満場一致拍手で承認されました。



▲長澤新会長



第6回通常総会

< 第三部 >

懇談会



▲挨拶 長澤新会長



▲新体制のご紹介



▲乾杯
小林前会長



▲来賓挨拶
東京上野税務署 北島署長



▲中締め
上田常任顧問



▲司会
中立理事

第三部は8階「ザ・ルーキス」にて、懇談会が開催されました。最初に司会より、臨時理事会で承認された新体制の紹介と長澤新会長の挨拶がありました。

続いて、来賓のご紹介、そして乾杯のご発声は小林前会長が担当され、上田常任顧問の締めくくりまで和やかに歓談が続きしました。

TKK 東法連特定退職金共済会

特定退職金共済制度
DVD 視聴

6月13日総会開始前に、公益財団法人東法連特定退職金共済会(当会の上部組織である東京法人会連合会が母体となり52年に設立された)「特定退職金共済制度」のDVDを映写しました。

※制度の特色:従業員のための退職金を計画的に準備できます。また、公益財団法人東法連特定退職金共済会の組織を通じて、退職金制度が確立でき、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。従業員のための退職金を計画的に準備できます。



公益社団法人
上野法人会

諏訪貴子氏講演会

【とき】平成29年6月13日(火)
16:00~17:20
【ところ】東天紅上野本店3階「鳳凰の間」

日本を支える中小企業 ~次世代に伝えたい「今」と「これから」~



▲ダイヤ精機(株)代表取締役
諏訪貴子氏



6月13日午後4時より、東天紅上野本店3階「鳳凰の間」においてダイヤ精機株式会社代表取締役 諏訪貴子氏による講演会を開催致しました。

諏訪氏は大田区で自動車部品等の製造を営むダイヤ精機(株)の2代目社長として創業者の父親のあとを引継ぎました。ご自分でおっしゃる「町工場の娘」として、経営戦略・人事管理などに手腕を発揮し、次々と思いきった改革を進められています。ご存知の方も多いと思いますが、日経ウーマン主催のウーマン・オブ・ザ・イヤー大賞を受賞されており、その活躍ぶりはNHKで紹介されるなど、多くのメディアに登場されています。

講演会においては、中小企業の厳しい経営環境を伝え、そのなかで生き抜くためのヒントを多く与えていただきました。明快かつ力強い語り口に、参加者の皆さんは熱心に聴講されていました。

通常総会にて承認

第2号議案 役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、下記の通り再任・新任の理事44名、監事3名が承認頂きました。

【理事再任】

理事 長澤 一雄 (株) 長澤商店
 理事 森重ひろみ (株) ユーワン
 理事 高氏 秀機 (株) 下谷金属
 理事 佐藤 一也 (有) みはし
 理事 笠原 重厚 (株) 東天紅
 理事 金海 幸男 (株) パークサイド
 理事 小林 博 大栄梱包材料 (株)
 理事 平野 鋼策 東高通信工業 (株)
 理事 麻生 勝重 麻生産業 (株)
 理事 尾高 光寛 光栄電機工業 (株)
 理事 土肥 一夫 (株) 伊豆栄
 理事 服部 輝雄 (有) キングランドリー商会
 理事 水野 英夫 (有) 水野自動車販売
 理事 佐藤 明人 (有) 佐藤精器製作所
 理事 石本 正義 石本マオラン (株)
 理事 馬目 卓 (株) 三 幸
 理事 太田 俊一 太田地産 (株)
 理事 木村 雄二 しゅう (株)
 理事 長岡 信裕 (株) 太昌園
 理事 富坂 伸吾 (有) ヤマシロヤ

理事 中立由美子 (株) 中 立
 理事 桑原 伸夫 (株) 桑原商会
 理事 栗原 茂 (株) イケダヤ靴店
 理事 磯谷 精彦 (株) 日本歯科工業社
 理事 宮澤 利一 (株) 宮 澤
 理事 杉野 茂雄 (有) 杉野印刷所
 理事 井田智佐子 (株) 協 育
 理事 下平 一彦 (株) シモダイラ
 理事 上野 洋 (有) 上野裁縫所
 理事 常見 英彦 (株) ツネミ
 理事 高谷 禎宣 (株) タカヤジェム
 理事 山下 隆利 (株) 山下ゴム
 理事 桜井 正人 (株) 和光ハトヤ
 理事 新井 勝夫 (株) 新井商店
 理事 戸村 真二 (株) 戸村商事
 理事 永井 重孝 協和メンテナンス (株)
 理事 谷口 拓也 (資) うさぎや
 理事 上村 直裕 (株) 上村商事
 理事 小泉 隆幸 (有) 小泉桶甚本店
 理事 平野 雅俊 (株) 花月堂本店

【理事新任】

理事 橋本 宏 朝日信用金庫
 理事 関 貞夫 (株) 関マーク製作所
 理事 竹田 雅之 (有) 竹隆庵岡埜
 理事 志賀 吉典 (株) 大 明

【監事再任】

監事 伊介 裕美 伊介裕美税理士事務所

【監事新任】

監事 吉田憲一郎 (株) 千 斗
 監事 吉田 邦江 (有) よし田貸ビルサービス

(臨時) 理事会で新体制決定

<<< 会長、副会長、常任理事 新体制 >>>

【会 長】

会 長 長澤 一雄

【副会長】

副会長 森重ひろみ
 副会長 高氏 秀機
 副会長 佐藤 一也
 副会長 笠原 重厚
 副会長 金海 幸男
 副会長 石本 正義

【常任理事】

会計・総務委員長	小林 博	税制委員長	栗原 茂
会 計	平野 鋼策	組織委員長	上村 直裕
竹町支部長	麻生 勝重	厚生委員長	馬目 卓
東上野支部長	尾高 光寛	事業委員長	常見 英彦
上野支部長	土肥 一夫	広報委員長	木村 雄二
入谷支部長	服部 輝雄	社会貢献委員長	長岡 信裕
金杉支部長	水野 英夫	青年部会長	志賀 吉典
谷中支部長	佐藤 明人	女性部会長	中立由美子

公益社団法人上野法人会

第6回通常総会

今期役員改選により、小林会長退任、長澤新会長就任となりました。
会員の皆様には下記書中を持ちまして挨拶とさせていただきます。



小林前会長の挨拶

この度、上野法人会会長を任期満了にて退任することとなりました。平成25年5月、会長に就任し2期4年が経過いたしました。今思えば瞬く間という気もしますが、日々会員の皆さまが法人会活動に対し、熱意を持って積極的に取り組んでいるお姿に触れ、強い感銘を覚えておりました。会長としてこの4年間、法人会へどれだけ貢献できたかは不明ですが、無事会長職を務め上げることができましたのは、偏に副会長及び役員の方々をはじめ会員皆さまのご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

これからは、永年法人会活動に関わり熟知されている長澤一雄副会長が新会長となり、手腕を発揮されるものと確信しております。引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

末尾になりますが、会員皆さまのご健勝並びにご事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして退任のご挨拶とさせていただきます。



長澤新会長の挨拶

この度、小林会長の後任として、伝統ある上野法人会の会長という重責を仰せつかりました長澤一雄でございます。

上野法人会につきましては、青年部会から活動に加わり、平成17年から副会長を拝命しております。法人会の活動を通して、数多くの方と触れ合い、様々な経験ができたことに深く感謝しております。

今般、会長の大役に選定いただき身に余る光栄と責任を強く感じております。「法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営団体」という理念を実現するため、甚だ微力ではありますが全力で会長職を務めてまいる所存です。何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

青年部会 「第6回 報告会」

女性部会 「第6回 報告会」

部会長に
志賀吉典氏を選出

【と き】平成29年4月13日(木) 各報告会 17:00～
講演会 17:30～
懇談会 18:30～
【と ころ】ホテルパークサイド

部会長に
中立由美子さんが再任

青年部会(富坂伸吾部会長)では、東京上野税務署北島署長、法人課税第一部門幾世橋上席国税調査官ご臨席のもと「第6回報告会」が開催されました。報告会では平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画・予算報告、新役員報告が行われました。役員改選では、志賀吉典氏(株)大明)が新部会長に選任されました。北島署長様より御挨拶をいただき滞りなく報告会は終了となりました。

女性部会(中立由美子部会長)では、東京上野税務署町田副署長、法人課税第一部門井上統括官ご臨席のもと「第6回報告会」が開催されました。報告会では平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画・予算報告、新役員報告が行われました。役員改選では、中立由美子さん(株)中立)が部会長に再任されました。町田副署長様より御挨拶をいただき滞りなく報告会は終了となりました。

新役員

(敬称略)

担当副会長	佐藤 一也	(有) みはし
顧問	富坂 伸吾	(有) ヤマシロヤ
部会長	志賀 吉典	(株) 大明
副部会長	森重 伸悟	(株) ユーワン
副部会長	桜井 正人	(株) 和光ハトヤ
副部会長	須賀 利光	(有) アダムスキヤ
副部会長	長澤 知弘	(株) 長澤商店
副部会長	河田 薫	河田食品(有)
副部会長	八巻 千花	関東サービス(株)
会計	若松 達也	(有) クレスト
会計	吉田 斉史	(株) 千斗
幹事	井田 斉昭	協育歯車工業(株)
幹事	岩上 貴洋	(株) GIG
幹事	中島 健一	大同生命保険(株) 上野支社
幹事	新保 一洋	(株) ヒノヤ
幹事	持丸 勝	(有) パール工芸
幹事	石井 公崇	(有) 照輝
幹事	中尾 信之	上野中央法律事務所
幹事	関 謙一郎	(株) 関マーク製作所
幹事	竹谷 宗二	(株) 多慶屋
幹事	鈴木 利英	(株) 鈴木酒販
監事	佐藤 学	だいやす建設(株)
監事	星野 温	(株) 星野商店
監事	渡邊 彰男	(株) 金太郎給本店

第1部 報告会

< 報告事項 >

- 第1号報告 平成28年度事業報告
" 決算報告
- 第2号報告 平成29年度事業計画
" 予算報告
- 第3号報告 新役員報告



(敬称略)

新役員

担当副会長	森重 ひろみ	(株) ユーワン
顧問	吉田 邦江	(有) よし田貸ビルサービス
部会長	中立 由美子	(株) 中立
副部会長	尾高 礼子	光栄電機工業(株)
副部会長	中山 泰子	(株) 一富士
副部会長	佐々木 裕子	(株) 共立エーティーエス
副部会長	鏑 久仁子	(有) ツバ・ボデিশョップ
副部会長	山中 万友美	(株) 山中
会計	松本 政江	タカラ運動具(株)
会計	上野 まさ子	(有) 上野裁縫所
常任幹事	新井 慶子	和光堂(株)
常任幹事	本山 玲子	(株) 本山商店
常任幹事	込山 摩佐子	(株) 込山工務店
常任幹事	高橋 和代	(株) 共英企画
常任幹事	井田 智佐子	(株) 協育
常任幹事	斉藤 旺子	(有) 斉藤音弥商店
常任幹事	山崎 美子	日本バーナー(株)
常任幹事	林田 エ子	(株) 林田創芸社
常任幹事	小島 よし	(株) 小島半田製造所
幹事	山口 満枝	都 観光(株)
幹事	水谷 和子	(株) 水谷商店
幹事	二宮 充子	二宮金属(株)
幹事	富坂 ふみ子	(有) ヤマシロヤ
幹事	平松 英子	(有) 平松商店
幹事	茂木 秀子	(株) 茂木工業
幹事	渡邊 朋子	(株) 金太郎給本店
幹事	平野 千栄子	(株) 花月堂本店
監事	山下 ヒデ子	(株) 山下ゴム
監事	中村 みさ子	水月(株)

第3部 懇談会



富坂前青年部会長の挨拶



志賀新青年部会長の挨拶



中立女性部会長(再任)の挨拶



青年部会、女性部会合同での懇談会が和やかに行われました。



富坂前青年部会長、お疲れ様でした!



今年度も東京上野税務署北島署長様より女性部会「社会貢献活動」にご協力として使用済み切手を贈呈していただきました。

演題

第2部 講演会

「物を伝える仕事 ～アナウンサーの裏側」

テレビ東京初の女性アナウンサーとして活躍されている佐々木明子氏にご講演いただきました。早朝からニュース原稿の作成やコメントターとの打ち合わせ、そして生中継といった緊迫した現場の動きなど具体的なお話をいただき、皆さん興味深く聴講されていました。



テレビ東京 編成局アナウンス部 副部長 佐々木 明子氏



ご挨拶：北島署長



ご挨拶 佐藤青年担当副会長



ご挨拶 森重女性担当副会長



乾杯のご発声 大同生命保険(株) 上野支社 石川支社長



中締めのご挨拶 吉田女性顧問



公益社団法人上野法人会 源泉部会 第6回 報告会

【とき】平成29年5月19日（金） 15:00～17:00 セミナー
17:10～17:40 報告会
【ところ】朝日信用金庫西町ビル6階 17:45～ 懇談会



▲川俣部会長

◀(左から)東京上野税務署
井上法1統括官、町田副署長、北島署長、
伊東法2統括官、平部上席国税調査官



源泉部会

【とき】平成29年4月19日（水）11:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階会議室

会議では第6回報告会の件
について話し合われました。

第1回 役員・実務者担当会議



源泉部会（川俣満靖部会長）では、去る5月19日（金）朝日信用金庫西町ビル6階において東京上野税務署北島署長をはじめ、署幹部ご臨席のもと「第6回報告会」が開催されました。報告会では平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画・予算報告、新役員報告が行われ、滞りなく報告会は終了となりました。

報告会

＜報告事項＞

- 第1号報告 平成28年度事業報告・決算報告
- 第2号報告 平成29年度事業計画・予算報告
- 第3号報告 新役員報告

新役員

(敬称略)

担当副会長	高氏 秀機	(株) 下谷金属
部会長	川俣 満靖	凸版印刷(株)
副部会長	廣川 雅章	朝日信用金庫
副部会長	藤雄 博周	正栄食品工業(株)
会計	松井 克彦	日本電設工業(株)
委員	菊米 隆彦	(株) 鈴乃屋
委員	大竹 丈夫	クマイ化学工業(株)
委員	田端 馨	(株) ナガホリ
委員	小野寺 聡	一般財団法人休暇村協会
委員	芝山 近由	(株) 上野風月堂
委員	岡部 耕治	(株) 下谷金属
監事	榎本 進	東京地下鉄(株)
監事	佐藤 昇	(株) 東天紅

上野優申会 第16回 定時総会

【とき】平成29年5月9日（火） 第1部 定時総会 16:00～
【ところ】上野精養軒「藤の間」 第2部 講演会 16:30～
第3部 懇談会 18:00～

上野優申会では、「第16回定時総会」が、会員数101社中、出席者74社（内、委任状による出席36社）で、過半数をこえており適法に成立し開催されました。各議案とも滞りなく満場一致で承認を頂き、役員改選では、奥出前会長の任期満了に伴い、新たに馬目新会長が選任されました。この他、新任役員に中立氏が選任され、活発な活動が期待されます。



▲奥出前会長

▲馬目新会長

- 1) 議事録署名人選出の件
- 2) 平成28年度事業報告承認の件
- 3) 平成28年度収支決算報告承認の件
同 監査報告承認の件
- 4) 平成29年度事業計画（案）承認の件
- 5) 平成29年度収支予算（案）承認の件
- 6) 任期満了に伴う役員改選の件

【総会議案】

新役員

(敬称略)

顧問	金林 作郎	(株) 真多呂人形
顧問	栗原 英雄	(株) ミラール
顧問	丸山 進	ウインドミル(株)
顧問	手島 清貴	(株) サンライズ商会
顧問	橋本 宏	橋本産業(株)
顧問	奥出 隆之	東京電機清装(株)
会長	馬目 卓	(株) 三幸
副会長	佐藤 一也	(有) みはし
副会長	磯谷 精彦	(株) 日本歯科工業社
副会長	井田智佐子	(株) 協育
会計	平井 光治	(株) コクサン
会計	矢野 重行	(株) 大心堂雷おこし
委員	石本 正義	石本マオラン(株)
委員	野口 實	(株) 野口商会
委員	中立由美子	(株) 中立
監事	斉藤 旺子	(有) 斉藤音弥商店
監事	高谷 禎宣	(株) タカヤジェム

＜総会議演会＞

「落語で学ぶ 相続・事業承継」

今年度の上野優申会・総会議演会は、行政書士きざき法務オフィス代表の木崎海洋氏をお招きして「落語で学ぶ相続・事業承継」と題し、相続や事業承継についてのポイントを落語形式でわかりやすく講演して頂きました。



行政書士きざき法務オフィス
代表 木崎 海洋 氏
(落語家：こころ亭久茶)

会社の看板

ブランドを考える

(株)YKリーダーズコンサルティング代表取締役

柳澤 一夫

私が教育顧問を務めている会社の社長と話しているところに、金融機関の担当者が来られた。以下は、彼が帰った後の社長とのやり取りです。

「彼は最初、全くの新規飛び込みだったんです」「ほう…」「何度も、電話でアポイントをとってきたが、私は取り合わなかった」「ああそうですか…」「何度、断っても電話を寄こす」「ほう、それは熱心ですね」「で、ある時(ジェスチャー入れながら)こんな分厚い封書が届いた。うちに対する思いが綴られていました。しかも、手書きで。ありや、まるでラブレターだ。しかも、我が社をよく調べている内容でした」「今どき熱心な方ですね。で、社長、その後に会ったんですか」「いや、それでも会わなかった」「そこまでされて、どうして?」「熱心というか、粘りというか……。まあ、それでも、結局、会うことになって…」「取引を?」「うん、話を聞いてみて、あれだけ良い提案するところがなかったんで、試しに少し…」「で、それからどうなんですか?」「彼の数字も上がったんじゃないか、うちと取引できて…」。

営業に、看板は必要ですし、強力な看板は、営業担当者を間違いなく、押してくれます。とくに、新規訪問のアポイント取りの場面では大きな力になります。

この事例の金融機関は、どなたでもわかる大看板です。「さぞかし、営業面では有利だろう」と想像する方は少なくないと思いますが、実際はこの通り、なかなか大変です。

途中で諦めていたら、この会社との取引はなかったでしょう。そこで、「会社の看板(ブランド)」を考えてみます。

全国的にバームクーヘンで知られた(株)たねや(滋賀県近江八幡市)を

ご存知でしょうか。

農業関連の仕事をしていた創業者が野菜などのタネを扱う稼業に転換。その後、七代目になり、京都で和菓子の修行をして、故郷に戻り、始めた店と聞いています。

和菓子の店で、「種家(たねや)」と屋号を決めた理由が、違う屋号を打ち出したものの、多くのお客様に「ああ、あのタネ屋さんとの店か」となり、「お客様が馴染んで使っている屋号を大切にすべき」と考え、明治初期の創業から今まで、「たねや」で通されたとのこと。

顧客視点で物事を発想する近江商人らしいエピソードです。

看板は、大切です

看板、すなわち会社のブランドとは何かを考えてみると、まずは、その会社の秀でた『①強み』でしょう。

具体的には、商品の素材、デザイン、味、色、風合いなど様々あります。

このたねやさんの場合は「味」。実際にいただいてみますと、上品な甘さと生地の上り感などが他を圧倒しているのです。

さらに、そこから『②物語』が誕生します。

伊勢丹の新聞広告は商品紹介そっちのけで、その商品が生まれた背景、その後の歴史、それを愛用する人のエピソードなど、“心理的な価値”を、巧みに訴求しています。

紳士物にこだわりを持つ伊勢丹が語るから、映えるのです。

さらに、『③人格化』、つまり「ブランドを一個の人間として捉える意識」も、ブランドの厚みを増すうえで重要です。

“商品”、“提供する店舗”、“従業員のサービス姿勢”などから醸し出す、「雰囲気」、「独自の世界観」を味わいたくて、リピーターはまた足を運びます。したがって、ブランドは単なる「耳障りの良いネーミング」ではありません。

真の狙いは、自社商品や店舗、提供方法、さらには従業員のありようを見直す「リエンジニアリング(事業の再構築)の啓蒙」にあります。

再構築すべき事業を発見するためにも、今一度看板を見直されてはいかがでしょうか。

看板は、大切です。

「平成30年度税制改正に関するアンケート」回答の結果分析

税制委員長 永田和久

前回、広報誌に同封の「平成30年度税制改正に関するアンケート」のご回答を頂きありがとうございました。また、貴重なご意見もご記入いただきました。それを纏めて下記の意見書をつくり集計と共に東法連へ提出しました。当会アンケート結果と、全法連の集計結果も出ましたので合わせてお知らせいたします。
(平成29年5月)

上野回答数 202 回答率 6.3%
全法連回答数 10,510

	(上野)	(全法連)	(上野)	(全法連)
設問 1. 法人税 / 法人実効税率				
・課税ベースを拡大し更なる引下げ	34%	34%		
・課税ベースを拡大せず更なる引下げ	30%	35%		
・課税ベースを拡大すれば引下げは不要	19%	16%		
設問 2. 法人関係 / 中小企業の賃上げ				
・賃上げ等をする	32%	28%		
・賃上げ等を検討したい	22%	31%		
・賃上げ等は困難	20%	35%		
設問 3. 所得税 / 配偶者控除 (事業者の立場から)				
・就業調整の解消に効果がある	53%	59%		
・就業調整の解消につながらない	36%	28%		
設問 4. 所得税 / 控除方式				
・税額控除方式を導入すべき	27%	26%		
・現行の所得控除方式を見直すべき	34%	36%		
・現行の所得控除方式を維持すべき	20%	20%		
設問 5. 相続税 / 課税のあり方				
・相続税の課税を緩和すべき	61%	57%		
・当面は適用状況を見守るべき	21%	30%		
・富の分配観点から強化すべき	12%	9%		
設問 6. 事業承継 / 事業承継の形態				
・子に事業承継する	31%	47%		
・まだ考えていない	27%	20%		
・親族外に事業承継する	16%	10%		
・廃業する	8%	5%		
・子以外の親族に事業承継する	5%	7%		
設問 7. 事業承継 / 事業承継税制				
・欧州主要国のように 事業用資産への課税軽減、控除	40%	40%		
・生前贈与制度の拡大や 納税猶予制度の更なる改善	18%	26%		
・今回の改正を踏まえ当面は 利用状況を注視すべき	15%	16%		
設問 8. 地方税 / 固定資産税				
・負担感が重く軽減方向で見直すべき	51%	54%		
・現状の負担で良いと思う	38%	39%		
設問 9. 社会保障制度 / 給付と負担				
・給付水準を下げ現行負担を維持	45%	40%		
・現行の給付水準を保つ為、 負担増加はやむをえない	35%	35%		
・給付水準を大幅に下げ負担を減らす	8%	13%		
設問 10. 社会保障制度 / 年金 (将来の支給額の引下げ)				
・将来世代の支給の維持の為、評価する	45%	50%		
・支給額を減らすことは評価できない	34%	31%		
設問 11. 社会保障制度 / 医療・介護				
・高齢者にも応分の負担	67%	67%		
・高齢者の負担を増やすべきではない	29%	27%		
設問 12. 地方の行財政改革 (2ッ回答)				
・地方議会のスリム化とチェック機能の確立	30%	25%		
・地方公務員給与の適正化など行政のスリム化	27%	27%		
・国と地方の役割分担の明確化と 地方への権限移譲	22%	22%		
・道州制の検討等広域行政による効率化	10%	9%		

平成30年度税制改正意見書

税制改正要望はその企業の業種、規模、人員数等によりかなりの差がある。よって、最大公約的な要望になりやすく改正ターゲットを絞ることが難しい。国会議員に改正要望書を持参し、陳情しているが、優先順位を聞かれることがある。改正要望も「今年度のターゲットはこれ・・・」と絞っていくことも必要ではないだろうか？

今回のアンケートによる意見が種々寄せられた。その中で共通していることがある。以下列記する。

- ①事業継承に対する税制の不安・不満・・・生前贈与の拡大、自社株式評価の相続額減価・非課税化(売却・資金化出来ない資産)。
- ②行財政改革・・・応分の負担は覚悟しているが地方を含めてスリム化、縮小を緊急に実行、議員の驚くべき金銭感覚、道徳感覚。
- ③社会保障関係・・・応分の負担を覚悟するも高額所得者の負担増を。
- ④所得税関係・・・収入の総合課税化、株式・不動産の収入の分離課税の撤廃。
- ⑤印紙税・・・撤廃、免税点の大幅な引き上げ。

応分の負担を覚悟・・・という声近年多くなっているが行財政改革が一向に進んでいない事に多いに不満を抱いている。また、将来、所得格差を心配する声も多い。中小企業の事業承継に対してもっと簡便な優遇税制を要求している。現状の承継税制は時間・資金・人員が揃わないと利用できない。中小には利用困難である。
以上

広報委員会からのお知らせ

広報委員長
木村雄二

今年度より、当会の広報誌は諸般の事情により、年6回から年5回発刊に変更させていただきます。発行回数は1回減少となりますが、情報量及び質については、より充実するように努めます。ご理解の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<営業セミナー>

ビジネスパーソンのための「雑談術」 仕事で使える雑談術

【日 時】平成29年 1月23日(月) 14:00~16:30

【会 場】朝日信用金庫西町ビル7階

本セミナーはリフレッシュ・コミュニケーションズの代表である、吉田幸弘氏をお招きしました。吉田氏は、旅行代理店ほか4社で営業マネージャーなどを経験し、トップセールスマンであった一方、降格人事なども経験され、「エリートではない、痛みのわかるマネージャー」をモットーにしています。独自のコミュニケーションデザイン術をもとに、即実践に活用できるセミナーであると、定評がある方です。今回は、営業時における「雑談術」の技術に着目し、ビジネスにつながる雑談術を高めることを目的に開講しました。雑談上手になる人の心構えや相手のタイプ別コミュニケーション術の解説など、ロールプレイングを交えての講義に、受講者の方からも、「すぐに使えるセールス技術の話であった」と高い評価をいただきました。



講師

リフレッシュ
コミュニケーションズ代表
よしだ ゆきひろ
吉田 幸弘氏



<管理セミナー>

非正規社員の雇用管理



【日 時】平成29年 2月16日(木) 13:30~16:30

【会 場】朝日信用金庫西町ビル7階

厳しい経済環境の中、人件費を抑制するために非正規社員を活用する流れは依然として続いています。非正規社員の雇用には多くの法律の縛りがあります。そして、その法律は数年ごとに大きく改正されます。本セミナーでは、「メンタルサポートろうむ」代表の李怜香氏を講師とし、「派遣社員活用」「有期契約社員活用」「パートタイマー活用」「外国人雇用」などそれぞれの留意点を雇用に関する最新情報と併せて講義いただきました。李先生は、外資系企業の総務などを歴任されたのち、1999年に、現在の「メンタルサポートろうむ」の前身である李社会保険労務士事務所を開業。ご自身の事務所を経営する傍ら、大手社労士事務所に勤務し、多くの顧問先を担当しており、実務経験を活かしたセミナーを実施しています。受講者の皆さんは熱心に講義を聴講していました。



講師

メンタルサポートろうむ代表
社会保険労務士
産業カウンセラー
女性活躍推進アドバイザー
り れいか
李 怜香氏



<1日税務セミナー>

法人税・消費税申告書の書き方

仮決算書から法人税及び消費税の申告書作成まで

日 時 平成29年 4月18日(火) 9:30~16:30

会 場 朝日信用金庫西町ビル 4階



講師

東京上野税務署
法人課税第1部門
きよはし たかあき
幾世橋 享明
上席国税調査官

今年度も1日税務セミナーとして「法人税・消費税申告書の書き方」を開催しました。講師は昨年に続いて、東京上野税務署・法人課税第1部門幾世橋上席国税調査官にご担当いただきました。講義内容は、企業の経理担当者等を対象に、さまざまな申告書を実際に記入していきながら学ぶ演習問題形式で行われました。約6時間にもわたる長時間の講義の中で多種多様な申告書の事例をこなしていくので、少々大変な作業であったと思います。しかし参加者の皆様はとても熱心に取り組まれていて、各社の実情に沿った記入法などがわかりやすく学べたことと思います。ぜひ今後の業務にお役立ていただければと思います。また、長時間にわたり一人で講義をしていただきました幾世橋上席もお疲れ様でした。大変わかりやすい講義で、参加者の皆様にもご好評をいただきました。

<管理セミナー>

就業規則



作成・見直しのポイント

日 時 平成29年 5月23日(火) 13:30~16:30

会 場 朝日信用金庫西町ビル7階

人事労務管理において基本となる「就業規則」の作成や改定について、基本的なポイントや最新の法改正への対応など、さまざまな注意点についてのセミナーを開催いたしました。講師は Hand in Hand コンサルティング社会保険労務士事務所代表の上江誠氏にお願いしました。上江先生は職場のメンタルヘルスや中小企業における人材活用の専門家で、今回のセミナーもその専門性を活かし、実際のトラブル事例などを交えながら、昨今の就業環境に即した就業規則の作成ポイントについて大変わかりやすく講義をしていただきました。また近年特に注意が必要な個人情報保護法やメンタルヘルスについて特に留意すべき点や、労働法改正を踏まえた最新の対応法など、充実した内容の講義で、参加者の皆様にもすぐに実務に役立てられるととても好評でした。

講師



Hand in Hand コンサルティング
社会保険労務士事務所代表
社会保険労務士 / 中小企業診断士
かみえ まこと
上江 誠氏



平成29年度 支部事業報告会

上野法人会各支部においては、それぞれ下記の日時に事業報告会を開催いたしました。各支部とも、平成28年度の事業報告、決算報告、平成29年度の事業計画、予算案および役員改選案は拍手をもって承認されました。

竹町支部

「台東地区センター」にて

平成29年5月12日(金) 10:30～

【研修会】 「平成29年度 税制改正について」
【講師】 幾世橋享明上席国税調査官 (東京上野税務署)



麻生支部長 (再任)

東上野支部

「東上野地区センター」にて

平成29年5月18日(木) 10:30～

【研修会】 「平成29年度 税制改正について」
【講師】 幾世橋享明上席国税調査官 (東京上野税務署)



尾高支部長 (再任)



上野支部

「上野地区センター」にて

平成29年5月16日(火) 15:30～

【研修会】 「平成29年度 税制改正について」
【講師】 幾世橋享明上席国税調査官 (東京上野税務署)



土肥支部長 (再任)



入谷支部

「入谷区民館」にて

平成29年5月17日(水) 17:00～

【研修会】 「平成29年度 税制改正について」
【講師】 幾世橋享明上席国税調査官 (東京上野税務署)



服部支部長 (再任)

金杉支部

「金杉区民館」にて

平成29年5月11日(木) 18:00～

【研修会】 「平成29年度 税制改正について」
【講師】 幾世橋享明上席国税調査官 (東京上野税務署)



水野支部長 (再任)

谷中支部

「山ぎし」にて

平成29年4月28日(金) 18:00～



各報告事項や役員改選についてなどが話し合われました。

〈写真左奥〉
佐藤支部長

～研修会～

「平成29年度 税制改正について」

〈講師〉 東京上野税務署 法人課税第一部門
幾世橋 享明上席国税調査官

竹町・東上野・上野・入谷・金杉の各支部では、東京上野税務署・幾世橋上席国税調査官による研修会を開催し、今年度の税制改正について、重要なポイント等を解説して頂きました。



〈支部長の選出について〉

今年度の役員改選案の承認により、各支部の支部長が決まりました。

- 竹町支部 : 麻生 勝重 支部長 (再任)
- 東上野支部 : 尾高 光寛 支部長 (再任)
- 上野支部 : 土肥 一夫 支部長 (再任)
- 入谷支部 : 服部 輝雄 支部長 (再任)
- 金杉支部 : 水野 英夫 支部長 (再任)
- 谷中支部 : 佐藤 明人 支部長 (再任)

日々の業務や生活の中で、「あの人には、なかなか話が通じないな〜」「あの人は苦手だな〜」「どうして、あの人はああなの？わけ分かんない！」また、逆にじっくりくる心地の良い人間関係もありますね。

社会人にとって、一番求められる要素は、「コミュニケーション能力」と言われています。コミュニケーションには、スタイルがあるということをご存知でしょうか？本来であれば、コミュニケーションカードというものを使って行うと分かりやすいのですが、今回は紙上でご紹介いたします。

長年、人と接する上でコミュニケーションがとりやすい人と、少し違和感を感じるタイプがいたのですが、このスタイル別コミュニケーションを理解することで、相手のことがより理解しやすいものとなるでしょう。

苦手な上司や同僚でも、相手のタイプを知ってコミュニケーションを取れば、会話がスムーズに進みます。また、コミュニケーションスタイルも立場や状況によって変わることもありますので、一概に決めつけてしまうのは危険です。

ただし、その人それぞれ特徴・癖はありますので、前向きな取り組み姿勢で、参考にしてみてください。

以下に記しました赤色・黄色・緑色・青色タイプは、コミュニケーションカードで分類されたコミュニケーションに現れる行動スタイルです。決して人間の良し悪しを決めたり、性格分析ではありません。自己理解や他者理解のヒントにしてください。

A 赤色タイプ【主導型】：自分が決めたい

- ・**見た目の特徴**：目力がある、テキパキと行動、自信満々
- ・**特徴**：自分が思った通りに物事を進めることを好み行動的なタイプでプロセスよりも結果や成果を重視する傾向があります。目的が解らなかつたり、はっきりしていない場合は動かない、あるいは動けないタイプ。目的の無い雑談は苦手と感ずます。
- ・**意思決定**：敏速で自分で判断し決めたい
- ・**好む言葉遣い**：結果、能率、要するに、コントロール、ポイント、時間、利益など

B 黄色タイプ【感化型】：楽しいことが好き

- ・**見た目の特徴**：明るく元気、表現力豊か、気さ

く

- ・**特徴**：自分のオリジナリティを大切に、人と活気のあることを好むタイプです。社交的でひらめきもあり多くの人に好かれます。自発的でアイデアも豊富でエネルギーが豊富。好奇心旺盛です。文字よりも絵、数字よりもグラフでイメージを重視するタイプです。
- ・**意思決定**：直感で独自性があるものを好みます。
- ・**好む言葉遣い**：イメージ、楽しい、面白い、ところで、情熱、影響力、グットなど



第一印象研究所
代表 杉浦永子

C 緑色タイプ【安定型】：「和、が大切

- ・**見た目の特徴**：優しくてニコニコ、おとなしい、照れ屋
- ・**特徴**：一般的に人が好きで協調的で思いやりがあり、人を援助することを好み協力関係を大事にするタイプです。周囲の気持ちに敏感で気配りに長けています。人から認められたいという欲求も強いのが特徴です。人を大切にするとところが強く出過ぎると優柔不断、迎合的な人に感じます。「すごい！」と賞賛されるより、「ありがとう、感謝しているよ！」などの労いが最も嬉しく感じるタイプです。
- ・**好む言葉遣い**：チーム、人間、家庭、協力、安心、嬉しい、誠実、頼りになるなど

D 青色タイプ【慎重型】：沈着・冷静・慎重派

- ・**見た目の特徴**：知的でクール、控えめ、落ち着いている
- ・**特徴**：論理的で真面目、保守的な面があります。行動の前に多くの情報を集め、分析、計画を立てるのが好きなタイプです。物事を客観的に捉えるのが得意です。完璧主義でミスを嫌い問題解決と分析の専門家タイプです。人との関わりは慎重で感情をあまり外側には表しません。一方、関心のあることならしっかり自分の持論を話します。

- ・好む言葉遣い：データ、情報、事実、実は、実際は、正確、詳細な、具体的には、など

具体的なコミュニケーション例

●上司→部下へのタイプ別コミュニケーション・指示の出し方

赤や青色タイプの上司は、理性を優先しがちです。黄色や緑色タイプに指示を出す際は、くつろいだ雰囲気をつくり、ちょっとした会話で関係性を作ってから指示を出す工夫が必要です。

●部下→上司へのタイプ別報告の仕方

赤色タイプへの報告は、勝手にやっけてからの事後報告はNGです。また、言い訳などだらだらと興味の無い他愛のないおしゃべりは苦手です。

一つのセンテンスに句読点が多くなると、イライラしがちです。一つのセンテンスを短くすることを意識して、報告してみましょう。結論に加えて、その内容についてのメリット、デメリットを伝え、決定はご本人にしてもらいましょう。決定権は赤色タイプにしてもらうようにすると円滑にいきます。

黄色タイプへの報告は、少しお調子者の要素があるため、褒めるなどその気にさせてからの報告が効果的です。

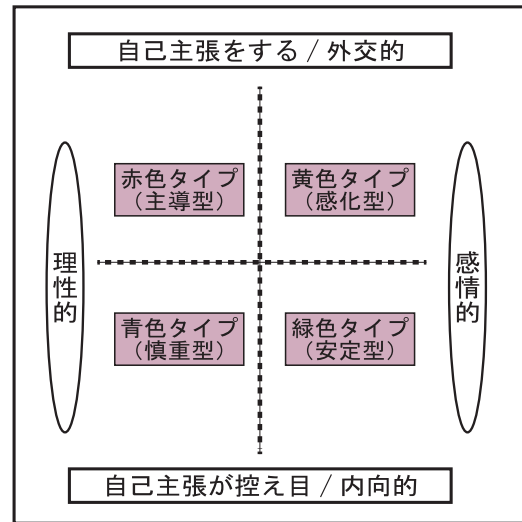
また、長文のメールでの報告は、全て読み切れていない場合が多いので、必ず口頭などで確認が必要です。

また、堅苦しい報告にならない様に、イメージに働きかけるために、擬音語（ドーン、パンなど）を入れると通じやすいです。また、仏頂面にならないように、笑顔で明るい報告も好まれます。

緑色タイプへの報告は、何か決定事項がある場合、少し優柔不断な傾向があり、自分ひとりで決めることを嫌がる時がありますので、みんなで合意して決定する場を作ると好まれます。

事前に下調べし、ある程度、賛同を得たものを報告すると出来る部下になります。また、一方的に早口で進めると戸惑いますので、一つ一つ理解されているかを確認しながら、報告すると安心します。

青色タイプへの報告は、「なんか良いんですよ〜」「こんな感じが良いですよ」といったアバウトな報告を好みません。



【質】を大事にし、ルーティンワークを好みます。報告をする際は、まずは、なぜ？そのようにしなければいけないのか？データや資料をそろえ、理路整然とした報告が必要です。感覚的な話では納得しません。声のトーンは落ち着かせて話す工夫が必要です。

●同僚に対して、何か協力を得たい場合

とくに感情面を優先する緑色タイプへは、いきなり丸投げをすると戸惑い、協力を得るのが難しくなります。「〇〇さんがいてくださると、本当に助かります」「ありがとうございます」と、まずは労いからスタートすると、もともと「協調性」「和」を重んじるタイプですので、サポートしてくださるでしょう。

黄色タイプは、オリジナリティを大事にし、感覚思考ですので、「誰か手伝ってくれない」と漠然と援助を求めることでは、誰がやってもいい仕事と捉えられ、モチベーションはアップしません。

黄色タイプがぐっと来る会話は「この仕事は、〇〇さんしかいない！！」と、相手を指名する、「しか」が決め台詞です。

コミュニケーションスタイルを理解し、自分の特徴を押さえて相手のスタイルを理解しておく、指示・報告・会話なども、これまでとは見違えるほどに楽しく円滑にいきます。

自己理解、他者理解の他、社内の生産性アップ、チームミーティング、売り上げアップ、クレーム対応、目標設定など人材育成などにも役立ちます。

そして、コミュニケーションにおいて一番大切な事は、「相手に興味関心を持つこと」ですね。

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp>

上野法人会 会員の皆様へ

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度 ご加入のすすめ



貸倒れリスクに備えていますか？

この制度は法人会会員専用の保険制度であり、利用することで売掛金回収の不安が軽減され、安心して取引ができます。

例えば500万円の貸倒損失を取り戻すためには…

売掛金貸倒損失
500万円

利益率5%の場合

必要な売上
1億円

大きな負担に…

中小企業向け貸倒保証制度のメリット



与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に引受保険会社の審査が加わり、お取引先(債務者)に対する与信管理の充実・向上が図れます。



キャッシュフローの安定化

貸倒金額の一定部分を保険金として受け取ることができるので、貸倒発生時の影響を軽減することができます。



貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。



対外信用力の向上

売上債権の保全となり、金融機関等(債権者)に対する貴社の信用力の向上が期待できます。

保険期間

平成29年8月1日～平成30年7月31日

【保険期間開始後も毎月1日を補償開始日として
随時申込み(中途加入)ができます】

毎月15日までに申込みおよび保険料払込みをいただいた場合(注)の保険期間は、翌月1日～平成29年7月31日となります。

(注)保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合を除きます。

ご連絡先・お問い合わせ先

お気軽にお問い合わせ下さい

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

担当：山崎・和田・阿部

〒111-0042
東京都台東区寿4-15-7
TEL: 03-3843-4631
FAX: 03-3843-1490

このご案内は保険の特徴を説明したものです。詳細は法人会の団体保険制度：取引信用保険(中小企業向け貸倒保証制度)パンフレットをご覧ください。

B16-102902 使用期限:2018年7月31日